公 告 第 ７ ２ 号
令和８年１１月１８日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　　北村　優子

公　告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成３１年４月１日）を熟知の上、参加されたい。

１　入　札　方　式　　一般競争入札

２　入札に付する事項

件　　名	規　格	数　量	納　　地	納　期	摘　要
動揺水槽点検用階段の製造	仕様書のとおり	１式	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和9年3月19日	

３　入　　札　　① 日　　時　　令和８年１２月２３日（水）　14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
② 場　　所　　防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎２階）
（東京都目黒区中目黒２－２－１）

４　参　加　資　格　　①予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、 被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

③令和７・８・９防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

④大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。

⑤前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑥都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

５　入　札　方　法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。

６　保　　証　　金　　① 入札保証金　　免　　除

② 契約保証金　　免　　除

７　入 札 の 無 効　　４の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。

８　契約書作成の必要の有無　　有

９　契約をしようとする基本契約条項等　　物品製造請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

１０　落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の１００分の５以上の金額を違約金として徴収する。

１１　そ　の　他

①　電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。
《電子入札による入札書受領期間》
公告日から令和８年１２月２２日（火）１７時００分まで（行政機関の休日を除く）。
また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和８年１２月１８日（金）１７時００分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。
その他注意事項については、入札及び契約心得（地方調達）4.9及び別添≪入札へご参加いただくにあたって≫を確認のうえ入札に参加すること。

②　端　数　処　理

入札書に記載された金額の１１０／１００に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④　提　出　資　料

（１）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（２）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の２日前までに提出するものとする。

（３）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。
入札及び契約心得（地方調達）10.8に該当し、入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は「生産性向上推進制度に関する特約条項」を別途適用する。
落札者が中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨　本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒１５３－８６３０
住所　東京都目黒区中目黒２－２－１
℡０３－５７２１－７００５（内線７０６１）

防　衛　装　備　庁　仕　様　書

品件名	動揺水槽点検用階段の製造	仕様書番号	ＳＥ-０８-１-D-０１４７
		作成年月日	令和８年１１月１２日
		作成部課名	艦艇装備研究所 艦艇・ステルス技術研究部 構造研究室

１　総則

１．１　適用範囲

この仕様書は、動揺水槽点検用階段（以下「本製品」という。）の製造について規定する。

１．２　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、ＪＩＳ　Ｂ　９７１３－３による。

１．３　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。なお、引用文書とこの仕様書の内容が異なる場合は、この仕様書が優先するものとする。

１．３．１　規格

（１）ＪＩＳ　Ｂ　９７１３－３　機械類の安全性－機械類への常設接近手段－第３部：階段，段ばしご及び防護さく（柵）

１．３．２　法令等

（１）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）

（２）著作権法（昭和４５年法律第４８号）

（３）労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

（４）労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）

２　役務に関する要求事項

２．１　概要

本役務は、動揺水槽内部への安全経路を確保するため、付図２に示す動揺水槽西側に設置可能な点検用階段を製造するものである。

２．２　構成及び数量

構成及び数量は、表１に示すとおりとする。

表１　構成及び数量

番号		名称	数量	備考
１		動揺水槽点検用階段	１式	
	１－１	階段本体	１式	設置架台を含む。
	１－２	手すり	１式	設置架台又は基盤を含む。

２．３　材料及び部品

表１に示す構成品の材料は表２に示すとおり指定する。なお、製造工程で必要な工具類及び消耗品類は民生品の活用を考慮し、本試験体の品質に影響を及ぼさない範囲で、企業の慣習にしたがいコストの低減を図るものとする。ただし、カタログ品についてはこの限りではない。

表２　使用材料

名称	材料名	備考
動揺水槽点検用階段	ＳＵＳ３０４	

２．４　構造、形状及び寸法

本製品の構造、形状及び寸法は以下及び付図３を基本とし、詳細は製造計画書によるものとする。

２．４．１　構造

付図２及び付図３に示す西側斜面に設置可能であり、階段本体の踏み板が水平となるよう斜面に据付可能な架台を有するものとする。本製品を用いた動揺水槽底部への昇降を安全にするため、作業者が転落又は墜落等しないよう、付図２に示す南側壁面側に据付可能な手すりを有するものとする。この手すりには、ランヤードのフックが掛けられるものとするが、当該フックの付け替えが最小限となる構造とする。

２．４．２　形状

階段本体の踏み板は、表面が濡れている場合でも作業者が安全に昇降できるよう、滑り止めが施された形状であるものとする。ただし、階段本体が長期没水状態又は没水状態と大気暴露状態を繰り返して使用することを考慮し、最も効果的な滑り止め加工又は処置を施すものとする。

各構成品は、作業者との接触による負傷を防止するため、鋭利な角部には面取り等の安全処置を施すものとする。

２．４．３　寸法

階段本体の踏み板について、階段幅は８００ｍｍを基本とする。その他の寸法は、付図２及び付図３に示す動揺水槽西側斜面の環境及び形状のほか、本仕様書１．３．１（１）に従い設計するものとし、詳細は製造計画書による。

２．５　外観

各部の仕上りは良好で、ひび、割れ、傷等の欠陥があってはならない。

３　社内検査

本製品製造後の状況及び状態について、代表的な写真を撮影し記録する。

４　品質保証

４．１　品質検査

製造計画書に基づく社内検査成績書により確認する。

４．２　外観検査

製造計画書に基づき目視検査を行う。

４．３　数量検査

数量検査を納入時に確認する。

５　出荷条件

包装は、一般商習慣によるものとし、輸送中に製品の破損等が生じないよう必要な養生及び保護処置を行うものとする。

６　その他の指示

６．１　提出書類

提出書類は、表３のとおりとする。提出書類はＡ４版横書き縦資料のＰＤＦファイルを基本とし、防衛セキュリティゲートウェイサービス又は電子メール経由で提出するものとする。ただし、図、表、文字その他の表示が適さない場合は、Ａ３版で作成し提出するものとする。容量の都合により、ひとつのファイルでまとめられない場合は、分割して作成し、提出しても良い。分割する際は、順番や内容が判別できるようなファイル名を付すものとする。

表３　提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
１	製造計画書	１部	契約後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所 （目黒地区）	
２	社内検査成績書	１部	検査実施前		
３	製造図面	１部	納期まで		実際に製造された製品の寸法が記載された図面類

６．２　設置及び調整

付図２及び付図３を参考に、本製品の設置及び調整を以下のとおり行うものとする。

（１）納入は防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）動揺水槽西側（付図１）

（２）本製品は努めて南西の壁に沿うよう設置するものとする。

（３）アンカーは雌ネジアンカーとする。

６．３　情報保全

契約相手方は、この契約の履行において、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本製品製造後も同様とする。

６．４　官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要のある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることが出来るものとする。

６．５　実施上の注意事項

（１）この契約の履行において、官が保有する他の物品並びに施設等に損傷を与えた場合は、官に報告の上、速やかに、原状に戻さなければならない。

（２）この契約の履行するにあたっては、作業内容並びに作業時間等について、官と十分に調整を行い、予めの安全管理並びに養生処置等、十分な処置を講ずるものとする。

（３）注水後の動揺水槽から排水を行う際、排水管及び排水作業に対して明らかに影響を与え得る、据付調整等の作業により発生した金属粉、粉塵並びに泥等の清掃を行うものとする。

６．６　知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、以下によるものとする。

（１）契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物（契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた第三者固有の技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物を除く。）の著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定する権利をいう。以下同じ。）について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領

した時に、全ての権利（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）を、官に譲渡する。

（２）契約相手方は、提出書類及び納入品に契約相手方固有の技術資料が含まれる場合は、提出書類及び納入品に当該技術資料である部分を明示し、当該技術資料であることを判別できるようにする。

（３）契約相手方は、（１）項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作者人格権を行使しないものとする。 また、契約相手方は、当該著作物の著作者が契約相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

（４）官は、この契約の履行中及び終了後５年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料に係る著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用（契約相手方が提出書類及び納入品に利用を認めない旨記載した部分の利用を除く。）することができる。

（５）官は、契約相手方が、（１）項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物の利用の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、著作権の実施料の支払いその他必要な事項は、協議して定めるものとする。

（６）（５）項にかかわらず、契約相手方は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、（１）項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を利用することができる。

７　その他

（１）入札を希望する者は現場を確認すること。日時については、官と調整するものとする。

（２）この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

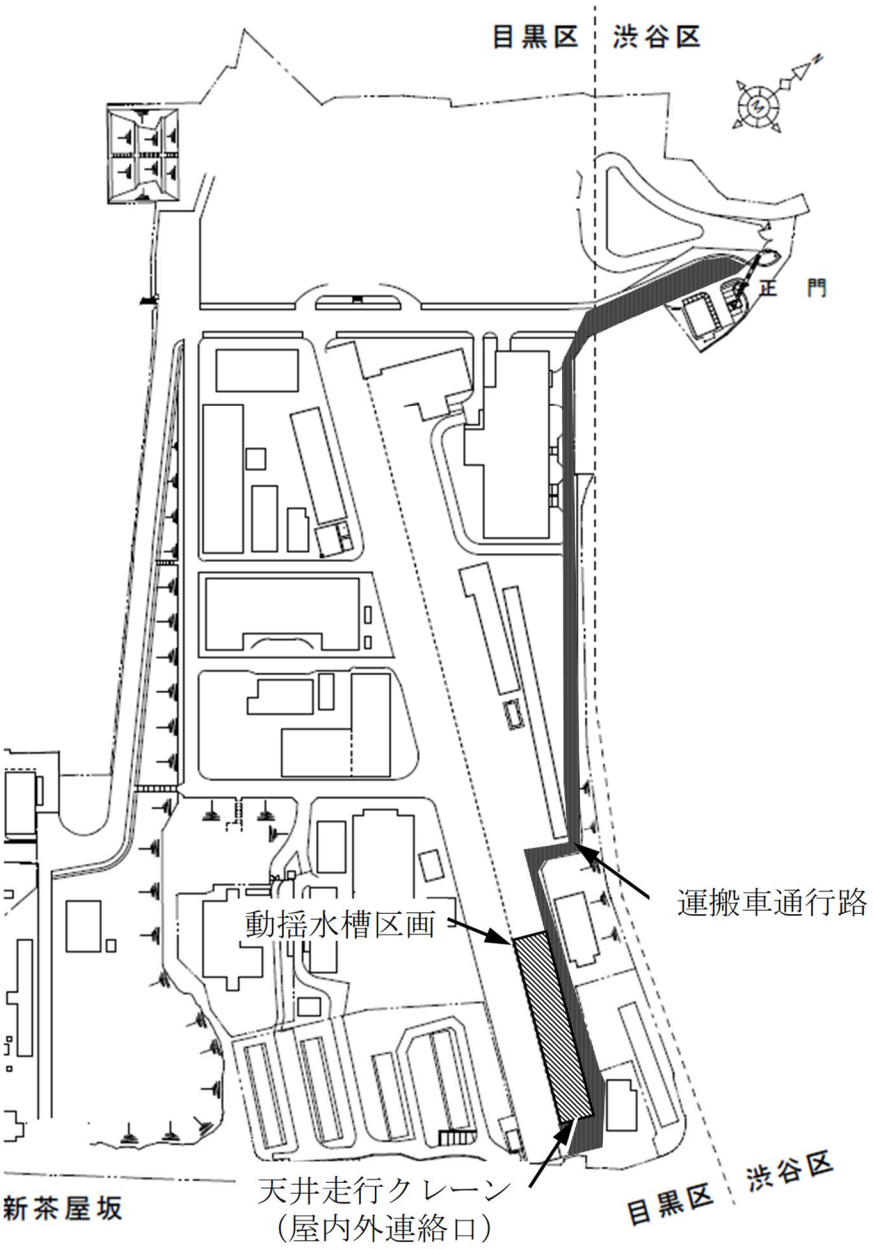

付図１　役務実施場所概要図

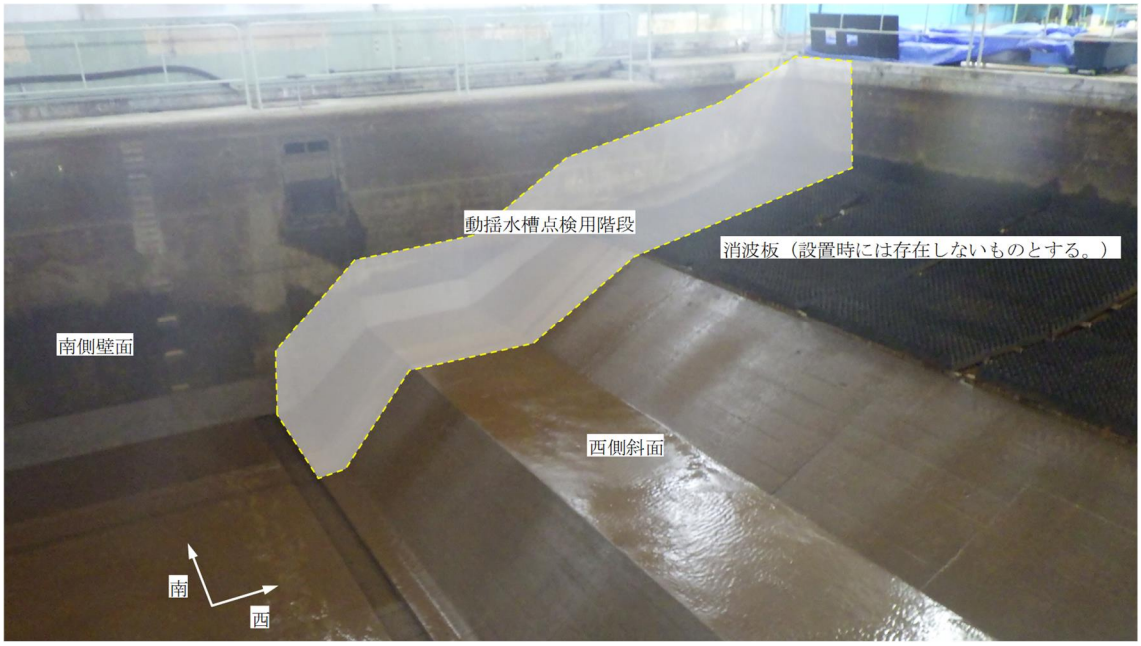

付図２　設置場所（動揺水槽西側）

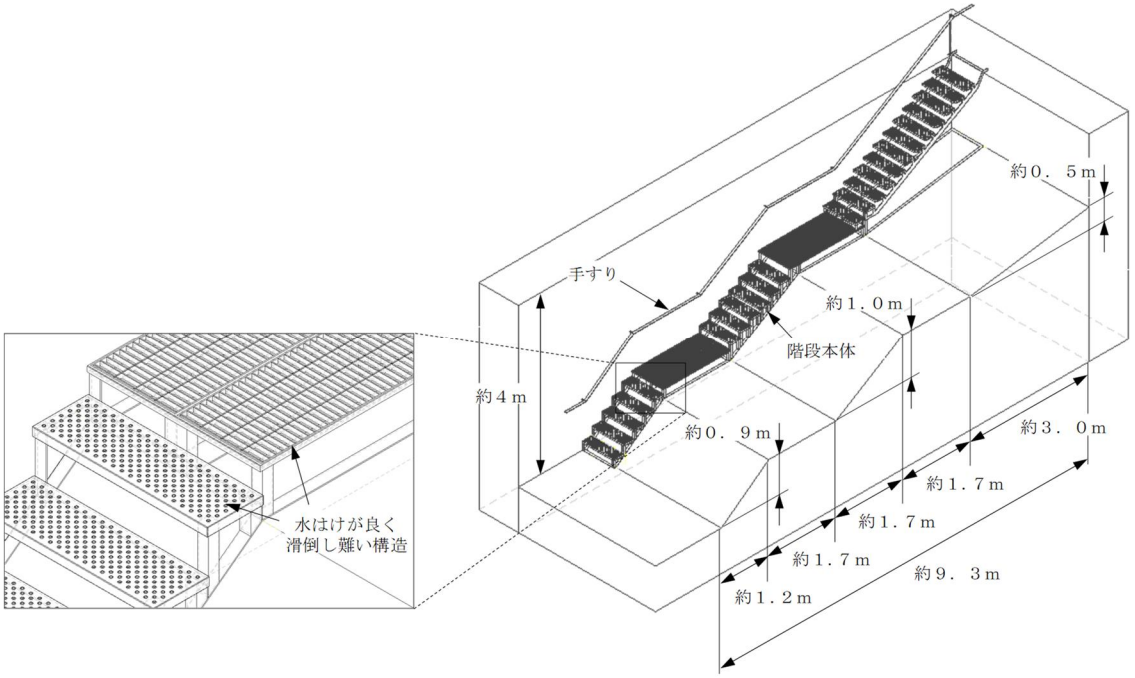

付図３　動揺水槽点検用階段（設計参考）

公告	番号	公告第72号
	年月日	令和8年11月18日

入　札　書

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　北村　優子　殿

住　　所
会　社　名
代表者名

担当者名
連　絡　先

貴庁「入札及び契約心得（地方調達）」及び基本契約条項
等を承諾のうえ下記のとおり入札します。

金額　¥.－	納　地	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）
	履行期限	令和9年3月19日
	業者コード	

品　件　名	規　格	数量・単位	単　価	金　額
動揺水槽点検用階段の製造		1 件		
計				

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和　年　月　日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長　　北村　優子　　殿

住　　所
会　社　名
代 表 者 名

担 当 者 名

連　絡　先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（GEPS）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

1　件名、公告番号、公告年月日

動揺水槽点検用階段の製造

公告第72号

令和8年11月18日

2　入札日時

日　　時　　令和8年12月23日（水）　14時00分

3　政府電子調達（GEPS）を利用しない理由

4　今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)」の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁　艦艇装備研究所　分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

①　入札書

3 封筒について

①　前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235㎜×横120㎜) 程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

②　封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

①　郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

②　郵送先は次のとおりとする。

〒153－8630
東京都目黒区中目黒2－2－1
防衛装備庁艦艇装備研究所　分任支出負担行為担当官　宛
「入札書在中」

《参考》　※　あくまでも例なので、縦横等は随意

内封筒(表)
長3程度

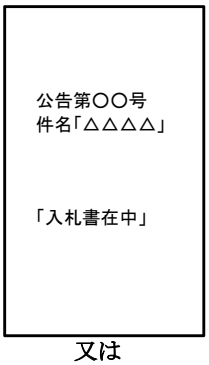

又は

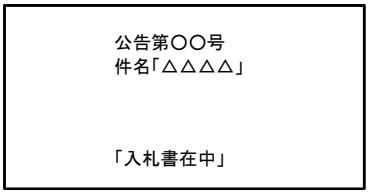

内封筒(裏)

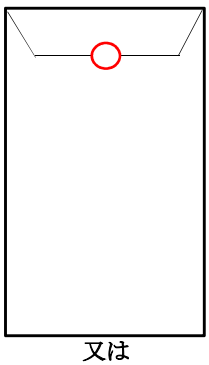

又は

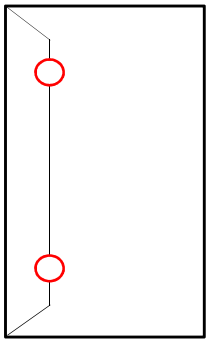

外封筒
(内封筒が入るサイズ)

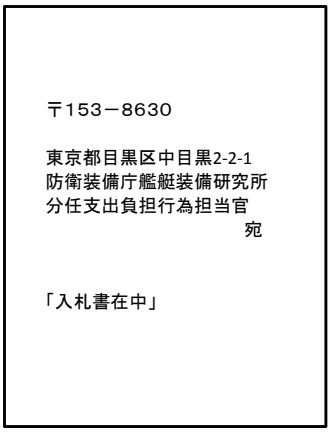

別添

≪入札へご参加いただくにあたって≫

参加を検討している案件の公告（仕様書含む）、入札及び契約心得をあらかじめご確認ください。

１．入札の参加方法

入札の参加方法は、紙入札（現地入札または郵便入札）、電子入札の３つの方法でご参加いただけます。

現地入札は、入札日当日に入札場所までお越しいただき、入札を行うものです。

（初度入札（１札目）以降の入札については、辞退をしない限り参加が可能です。）

郵便入札は、入札日の前営業日までに郵送（一般書留郵便等）にて入札書を提出し、入札に参加するものです。

（初度入札（１札目）のみを有効とし再入札は辞退したものとして取り扱います。）

電子入札は、電子調達システム（以下、「調達ポータル」という。）により、入札日の前営業日１７時までに入札いただくものです。なお、電子入札には利用者登録が必要になります。詳しくは調達ポータルをご確認ください。

（再入札（２札目）以降、調達ポータルを使用した入札の参加が可能となります。）

２．入札前の提出書類

a）資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

入札参加方法に関わらず、全ての入札において提出が必要です。

提出期限：入札日の前日まで

b）委任状

押印不要です。メール等により担当者へご提出ください。

提出期限：入札日まで

※現地入札、郵便入札の場合はご提出ください。

※代表取締役が入札に参加できず、同社の社員（営業担当者など）が入札に参加する場合は委任状の提出は不要です。ただし、同じ会社でもカンパニー制度を採用しており、他の事業部門の社員等が入札に参加する場合は委任状が必要です。

c）紙入札参加承諾願

押印不要です。メール等により担当者へご提出ください。

提出期限：入札日の３営業日前１７時まで

※現地入札、郵便入札の場合はご提出ください。

d）入札書

押印不要です。

提出期限：入札参加方法により異なります。

・現地入札の場合は当日現地へお持ちください。

・郵便入札の場合は、入札日の前営業日までに必着です。郵送方法等については、公告の「郵便による入札について」をご確認ください。

・電子入札の場合は、入札日の前営業日１７時までに調達ポータルで入札手続きを実施してください。

e）その他個別の提出書類については、公告の「１１項その他④提出書類」をご確認ください。

３．入札当日

（共通）

初度入札（１札目）で落札者がいない場合、再入札（２札目）に移行しますので、あらかじめ２札目のご準備をお願いいたします。

・本件の入札参加者が全員電子入札のみの場合、２札目の締め切り時間は３０分以内に設定いたします。

※30 分以内とは、１札目の入札に関する手続き終了後 30 分以内を指しますのでご注意ください。

（現地入札の場合）

時間厳守です。入札室への入室は 10 分～５分前から可能となり、入札時間には入札室の扉を締め切りますので、時間までに入室をお願いいたします。時間内に入室されない場合は入札に参加できませんのでご注意願います。

なお、入札室での私語は禁止です。

入札書は押印不要です。現地での入札参加の場合、入札書を入れる封筒は不要です。入札書を投函するよう入札担当者から案内がありましたら、入札書を３つ折りにして投函してください。

（郵便入札の場合）

公告に記載の郵送方法により、入札日の前営業日までに必着です。落札結果が出たら、落札業者、落札金額について担当者からお知らせいたします。

（電子入札の場合）

必ず入札開始時間までに調達ポータルにログインし、開札時間にはパソコンの前で待機して開札状況を確認してください。

開札結果が再入札の場合、電子入札書の提出または辞退をお願いいたします。受付締め切り時間までに電子入札書の提出がない場合、入札及び契約心得 4.9.8 項に基づき、辞退したものとみなします。

調達ポータルにログインした時点でシステム障害が発生した場合、調達ポータルのお知らせをご確認いただき、システム障害に関する情報がないか確認のうえ、速やかに艦艇装備研究所調達係へご連絡ください。

・システム障害が発生していない場合は、利用者側の環境で障害が発生している可能性がありますので、環境を再確認してください。

≫操作マニュアルのうち利用者環境トラブルシューティングもあわせてご確認ください。また、当日にシステム障害等の発生に伴い、操作マニュアル等を確認するには時間を要するため、事前に確認していただくようお願いいたします。

調達ポータルより保留通知書が届いた場合は、確認中の事象が発生しているため、数日程度お待たせする場合がございますが、結果をお待ちください。

４．落札後

落札いただいた場合、契約担当者から契約に関する手続きについてご案内いたします。